

後援名義の使用に関する承認基準

島根県教育委員会
(令和5年3月23日)

1 趣旨

この基準は、島根県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する施策に関連する事業の後援の申請に対する島根県教育委員会の後援名義の使用に関する承認基準を定めるものとする。

2 後援の定義

後援とは、教育委員会以外の者が主催する当該行事に対して、教育委員会として行政上の見地から奨励の意のみを表す場合をいう。

3 承認基準

原則的に、次の各項目を全て満たす場合に承認するものとする。

(1) 事業の主催者等に関する基準

主催者、共催者及び後援者（以下「主催者等」という。）は次のア～オのいずれかに該当し、かつカ～ケを全て満たすものであること（複数の団体からなる場合はその構成団体全てがア～オのいずれかに該当すること。）。

ア 国・地方公共団体

イ 教職員で構成された団体（職員団体を除く。）

ウ 公益財団法人及び公益社団法人

エ 新聞社、放送局等の報道機関

オ その他、教育庁各課において適当と認める団体

カ 主催者等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと。

キ 主催者等に公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある団体及びその関連団体が含まれていないものであること。

ク 主催者の事業遂行能力が十分であると判断されること。

ケ 過去3年間、教育委員会の後援を得て事業を行った際に、後援の趣旨に反する行為がなかったこと。

(2) 事業の目的・内容に関する基準

ア 事業目的、事業計画の内容が、教育委員会の所管する事業の実施方針に沿い、教育行政、文化財行政等に資するものであり、事業実施が確実で、かつ成果が期待できるものであること。

イ 明らかに営利を目的とするものでないこと。

ウ 特定の政党、宗教等の利害に関与しないものであること。

- エ 反社会的な主義主張に基づいていないもの又は関与していないものであること。
- オ 入場料等が、一般通念の範囲内にあること。
- カ 参加者に過重な負担をかけるなど、教育的配慮に欠けると認められるものでないこと。
- キ 行事等が、公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれがないものであること。

4 承認の手続

- (1) 承認を受けようとするものは、過去に後援を受けた実績がある事業については、後援名義の使用を希望する日の1月前までに、そうでないものについては2月前までに、文書により申請するものとする。その際、様式は任意とするが、上記承認基準の各項目が確認できる内容であること。
- (2) 申請にあたっては、以下の書類及び別紙【確認書】を提出すること（ただし、主催者等の全ての団体が国及び地方公共団体の場合は、別紙【確認書】の提出は不要とする。また、主催者が国及び地方公共団体の場合、下記アは提出不要とする。）。
 - ア 申請する団体の概要が確認できる書類
 - イ 承認を受けようとする事業の概要が確認できる書類
 - ウ 承認を受けようとする事業の収支予算が確認できる書類
- (3) 申請に対する回答は、文書で通知するものとする。

5 報告

承認を受けたものは、教育委員会に対して事業終了後概ね1月以内にその事業結果を文書で報告するものとする。また、事業が延期、中止になった場合は速やかに文書で報告するものとする。

報告がなされなかった場合、当該主催者が主催する事業については、今後後援名義の使用を承認しないものとする。

6 承認の取消し

この基準により後援名義の使用を承認した事業について、3の承認基準を満たさないことが判明した場合には、教育委員会は事前又は事後において、その承認を取り消すことができる。

(附 則)

この基準は、令和5年6月1日から施行する。

別紙【確認書】

島根県教育委員会に後援を申請した本事業については、主催者、共催者及び後援者に以下の団体は含まれておりません。

- ・ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接に関連を有する者
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある団体及びその関連団体

また今後、本事業開催までにそういった団体が共催者及び後援者となることとなった場合には、島根県教育委員会の後援を辞退します。

主催者団体名

代 表 者 名